

諮問事件第44号

「平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時から午後〇〇時頃、〇〇付近で発生した交通事故に関するもので、事故の状況の説明の際に警察官からの質問に個人情報開示請求者がわからないと回答しているのに対し、推測のみで（）内に自動車の速度を記載させ、個人情報開示請求者に署名と指印をさせた個人情報開示請求者に関する文書。」
の個人情報開示請求拒否決定に対する審査請求に係る答申書

1 審議会の結論

群馬県警察本部長の決定は、群馬県個人情報保護条例の解釈及び運用を誤ったものではなく、妥当であると認められる。

2 諮問事案の概要

(1) 自己の個人情報の開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成27年11月18日付けで、群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、群馬県警察本部長（以下「処分庁」という。）に対し、「平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時から午後〇〇時頃、〇〇付近で発生した交通事故に関するもので、事故の状況の説明の際に警察官からの質問に個人情報開示請求者がわからないと回答しているのに対し、推測のみで（）内に自動車の速度を記載させ、個人情報開示請求者に署名と指印をさせた個人情報開示請求者に関する文書。」について、自己の個人情報として開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 処分庁の決定

処分庁は、平成27年12月2日、本件開示請求に係る個人情報を、「平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時から午後〇〇時頃、〇〇付近で発生した交通事故に関するもので、事故の状況の説明の際に警察官からの質問に個人情報開示請求者がわからないと回答しているのに対し、推測のみで（）内に自動車の速度を記載させ、個人情報開示請求者に署名と指印をさせた個人情報開示請求者に関する文書。」に記載された個人情報（以下「本件個人情報」という。）と特定した上で、本件個人情報が条例第29条第2項第2号に該当することを理由に、個人情報開示請求拒否決定（以下「本件処分」という。）を行い、請求人に通知した。

(3) 審査請求

請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、平成27年12月5日付けで、本件処分を不服として、処分庁の上級行政庁である群馬県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

(4) 諮問

群馬県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、平成28年2月24日、諮問庁から、条例第26条の規定に基づく本件処分に対する審査請求事案の諮問（以下「本件事案」という。）を受けた。

3 請求人の主張要旨

請求人の主張する審査請求の趣旨及び理由等は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

個人情報開示請求拒否決定の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

ア 犯罪捜査規範、第55条の2には、書類の作成に当たっては、事実をありのままに～推測、誇張に当たってはならない。と記載がある。請求人が開示を求めている文書は、警察官の質問に対し「わからない。」との回答に推測のみで（ ）内に記載させた文書であるから、その文書を開示して証拠書類に該当させないようにした方が良いのではと史料する文書である。

イ 個人情報開示請求書の受理や文書の作成に係った職員等の為にも個人情報開示請求拒否の処分の取り消しを求める。

(3) 開示請求に係る個人情報の特定について

私が「わからない」と回答しているのに、警察官は「だいたいでもいいから。」や「処理が終わらないから。」などと言い、推測のみで（ ）内に自動車の速度を記載させ、私に対して署名と指印をさせた文書である。

(4) 条例における請求拒否の解釈について

存否の有無や一切の回答を拒むことができる。

(5) 諮問庁の個人情報開示請求を拒否する理由に対する意見

ア 私は交通事故の被害者である。パトカー内で警察官と二人だけで、警察官からパトカーに呼ばれる際にお話を伺う旨の説明はあったが、調書を作成する旨の説明もなく、署名押印に対する説明もなく求められた。

イ 犯罪捜査規範第55条2項に記載してある「推測、誇張にわたってはならない。」の推測にわたった文書である。

ウ 特例書式及び簡約特例書式の運用要領には、事実をありのまま記載することと記載がある。特例書式及び簡約特例書式に記載された文書なのかも不明。

エ 私が開示を請求している文書が調書にあたるのかも疑う。

オ 後ろから追突された交通事故で警察官がなぜあのような（ ）の中に自動車の速度を記載させる用紙を用意していたのかも不思議である。事故の相手の自動車の速度を尋ねられ、それを記載させられた文書である。

4 諮問庁の主張要旨

諮問庁の主張する本件処分の理由を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件個人情報の特定について

ア 本件個人情報は、請求人が当事者となる交通事故捜査の過程において作成された、請求人に署名と指印をさせた文書に記載された個人情報である。この事故に関し、請求人が署名及び指印した文書は「供述調書」1通のみである。

イ そこで、実施機関は、本件開示請求に係る個人情報は、請求人が当事者となる交通事故捜査の過程において作成された、請求人を供述人とする「供述調書」に記録されている個人情報であると特定した。

ウ 供述調書は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第198条第3項、同法第223条第2項及び犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第55条の規定に基づき作成されるものである。

(2) 条例における請求拒否の解釈について

ア 条例第29条第2項第2号は、法令の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第4章の規定の適用を受けないこととされる個人情報は、条例第2節の規定を適用しないことを定めている。

イ 刑訴法に基づく「訴訟に関する書類」及び押収物は、一般的な行政文書とは異なり、司法部門における独自の完結した体系的な制度の下にあり、例えば、公判調書の記載の正確性につき、検察官、被告人又は弁護人は、裁判所に異議を申し立てることができる制度が設けられているなど、訴訟に関する書類等に記録された個人情報の取扱いについては、司法機関である裁判所の適正な関与の下になされるものであることから、刑訴法第53条の2第2項の規定により、行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しないこととされている。

ウ したがって、「訴訟に関する書類」等は、条例第29条第2項第2号の規定により、条例に基づく開示請求に関する規定の適用を受けない。

エ 刑訴法においては、「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関し作成された書類をいい、種類及び保管者を問わない。

(3) 本件個人情報を開示請求拒否とした理由について

本件個人情報は、刑訴法第198条第3項、同法第223条第2項及び犯罪捜査規範第55条の規定に基づき作成される「供述調書」である。「供述調書」は刑訴法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に該当する。したがって処分庁は、本件個人情報は条例第29条第2項第2号により個人情報開示請求の適用除外であるとして、条例第17条第2項に基づき本件処分を行ったものである。

5 審議会の判断

当審議会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 対象個人情報の特定について

ア 処分庁によれば、この事故に関して請求人が署名及び指印した文書は「供述調書」1通のみであるので、「供述調書」に記録された個人情報を対象個人情報として特定したとのことである。これに対して請求人からは「警察官からパトカーに呼ばれる際にお話を伺う旨の説明はあったが、調書を作成する旨の説明もなく、署名押印に対する説明もなく求められた」「私が開示を請求している文書が調書に当たるのかも疑う」との主張がなされていることから、処分庁が対象個人情報として「供述調書」に記録された個人情報を特定した判断が妥当なものであったかを検討する。

イ 本件個人情報は、請求人を当事者とする交通事故捜査の過程において作成され、請求人が行った事故状況の説明や、警察官からの質問への回答といった供述内容が記載されているものであって、請求人が署名及び指印を行ったものに記載された個人情報である。これに対して、供述調書は、捜査の過程において

作成するものであって、「被疑者の供述は、これを調書に録取することができ」（刑訴法198条第3項）、「署名押印することを求めることができる」（同法同条5項）ものとされている。

ウ したがって、本件個人情報記録される公文書、すなわち、捜査過程において作成され、被疑者の供述内容を録取し、署名押印を求めるものとして、処分庁が作成するものは供述調書がこれにあたり、本件請求の対象個人情報として、「供述調書」に記録された個人情報を特定した処分庁の判断に誤りはなく妥当なものであったと認められる。

(2) 本件個人情報の条例第29条第2項第2号（適用除外）該当性について

ア 条例第29条第2項第2号は、個別の法令の規定により、行政機関個人情報保護法第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定の適用を受けないこととされる個人情報については、当該各法令との整合性の観点から、条例においても開示請求等の規定を適用除外とすることを定めたものである。

イ 本号に関連して、刑訴法第53条の2第2項では、「訴訟に関する書類」については、行政機関個人情報保護法第4章の規定は適用しない旨を規定しているため、「訴訟に関する書類」は、条例に基づく開示請求等の規定の適用が除外されることとなる。

ウ 刑訴法第53条の2第2項が「訴訟に関する書類」を行政機関個人情報保護法の適用除外とした趣旨は、「訴訟に関する書類」については、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する活動の適正さは、司法機関である裁判所により確保されるべきであること、②刑訴法第47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑訴法第53条及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号。以下「刑事記録法」という。）により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法第40条、第47条、第53条、第299条等及び刑事記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることによるものであるとされている。

エ 刑訴法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関し作成された書類をいい、種類及び保管者を問わないと解されており、裁判所・裁判官の保管する書類に限らず、検察官、司法警察職員、弁護士等の保管している書類や不起訴となった事件の書類も含まれると一般に解されている。

オ これを踏まえて検討すると、本件個人情報は、請求人が当事者となる交通事故捜査の過程において作成された請求人を供述人とする「供述調書」に記録さ

れた個人情報であるが、供述調書は、検察官や司法警察員等が犯罪の捜査をするに際して必要があるときに、被害者等を取り調べ、その供述を調書に録取するなどしたものであり、刑事事件の捜査の過程で作成又は取得される文書であって被疑事件又は被告事件に関し作成された書類であることは明らかといえる。

カ したがって、処分庁が本件個人情報が記録された「供述調書」を刑訴法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に該当すると判断し、条例第29条第2項第2号の規定に基づく適用除外として本件処分を行ったことは妥当であると認められる。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人はその他種々主張するが、当審議会の判断を左右するものではない。

6 審査の経過

当審議会の処理経過は、以下のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	内 容
平成28年 2月24日	諮問
平成28年 5月25日	諮問庁からの理由説明書を受理
平成28年 6月28日	審査請求人からの意見書を受理
平成28年 7月 7日 (第72回 審議会)	審議 (本件事案の概要説明・内容の審議)
平成30年 3月22日	答申